



ねんきん のこと 知っところ

今月のテーマ

加入手続きはどうやってするの？

<20歳がスタート！ 国民年金>

国民年金に必ず加入しなければならないのは、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人です。

❓ 20歳で初めて国民年金に加入するのですが…

❗ 20歳の誕生日の前月に届く『国民年金被保険者資格取得(第1号被保険者該当)届書』に必要事項を記入して市役所市民課年金係へ提出してください。(家族であれば代理でもかまいません。)後日、社会保険事務所から年金手帳や納付書が送られます。

❓ どのような人が加入するの…

❗ 自営業者、農林漁業者、学生、フリーター等が加入となります。

これらの人たちを「国民年金第1号被保険者」といいます。

*サラリーマン・OL・公務員の場合は、厚生年金または共済組合の加入となり「国民年金第2号被保険者」、第2号被保険者に扶養されている配偶者は、「国民年金第3号被保険者」となります。これらの場合は、国民年金第1号の加入手続きをする必要がありません。

❓ 加入手続きの他にはどのようなときに手続きが必要な…

こんなとき			どこへ	持っていくもの
会社や官公庁を退職したとき	2号被保険者	➡	1号被保険者 (その配偶者も共に 1号被保険者に)	市役所年金係 または支所 ・年金手帳と認印 ・退職年月日がわかるもの (離職票・雇用保険の受給者証・辞令書など)
会社や官公庁に就職したとき	1号被保険者	➡	2号被保険者	市役所年金係 または支所 ・認印 ・健康保険証など 資格取得日のわかるもの
	3号被保険者	➡	2号被保険者	
会社や官公庁に勤める配偶者に扶養されるようになったとき	1号被保険者 2号被保険者	➡	3号被保険者	配偶者が勤務する事業所 ・事業所で確かめてください。
住所や氏名が変わったとき	1号被保険者	➡	市役所年金係 または支所	・年金手帳と認印 ・事業所で確かめてください。
	2号被保険者 3号被保険者	➡	本人または配偶者が勤務する事業所	
年金手帳をなくしたとき (再交付)	1号被保険者	➡	市役所年金係 または支所	・認印 ・事業所で確かめてください。
	3号被保険者	➡	社会保険事務所	

※会社を退職したときに発行される『離職票』や『雇用保険の受給者証』は、失業保険を受給する手続きでハローワークへ提出するものですが、厚生年金から国民年金へ変更する際にも必要です。ハローワークへ提出してしまうと手元に残りません。ハローワークへ出す前にコピーをとっておくと良いでしょう。もし、失業等により免除申請を行う場合は、『離職票』または『雇用保険の受給者証』がないと承認されません。